

中国海軍の原子力潜水艦による 領海侵犯と日本の主権

澤 喜司郎

はじめに

2004年11月10日午前5時40分頃、中国海軍の攻撃型原子力潜水艦が潜航したまま沖縄県宮古列島の多良間島周辺で太平洋側からわが国の領海を侵犯し、時速約10ノットで宮古島と石垣島の間を抜けて同7時35分頃に中国側の公海に出るまで約2時間弱にわたってわが国の領海を侵犯するという事件が発生した。そのため、大野功統防衛庁長官は小泉純一郎首相の承認を得て同日午前8時45分に自衛艦隊司令官に海上警備行動を発令し、海上自衛隊の対潜哨戒機P3Cなどが約55時間にわたって当該潜水艦の追尾を続けたのであった。

しかし、海上警備行動が発令されたのは当該潜水艦がわが国の領海を出た後であり、細田博之官房長官が当該潜水艦による領海侵犯と海上警備行動の発令を発表したのは同日午前の定例記者会見で、それは11時20分頃であった。なぜ、海上警備行動の発令が遅れたのか、なぜその公表が遅れたのか、中国海軍の攻撃型原子力潜水艦は何故わが国の領海を侵犯をしたのかという疑問の解明とともに、この領海侵犯事件によって明らかになった海上警備行動の本質的な問題点などについて本稿では若干の検討を試みることにする。

なお、海上警備行動の発令は1999年に発生した能登半島沖の不審船事件に次いで2回目であり、不審船事件では北朝鮮の工作船とみられる2隻の不審船に対して海上自衛隊は護衛艦による停船命令や警告射撃、P3Cによる警告としての爆弾投下などを行ったのである¹⁾。

1) 潜水艦が領海内で浮上しないのは国際法上の無害通航の違反となることから、政府は海上警備行動により浮上し旗を掲げることを要求するとともに、応じない場合は領海

I 海上警備行動の発令と潜水艦の国籍の確定

(1) 国籍不明の潜水艦による領海侵犯と海上警備行動の発令

細田官房長官は11月10日午前の定例記者会見で、早朝に海上自衛隊のP3Cが石垣島と宮古島間の日本の領海内を南から北に潜水したまま通過している国籍不明の潜水艦を確認したため、午前8時頃に電話で報告を受けた小泉首相は海上警備行動の発令を承認し、同8時45分に大野防衛庁長官が海上警備行動を発令したと発表した²⁾。海上警備行動が発令されたのは国籍不明の潜水艦が領海外に出た後であったが、細田官房長官は当該潜水艦が「どうい

外への退去要求を行う取り決めになっているが、これは「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)が「潜水船その他の水中航行機器は、領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない」(第20条)と規定していることに基づくものである。また、海上警備行動とは「自衛隊法」第82条が「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要があると判断した場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる」とするもので、同93条において海上における警備行動時の権限について規定され、そこでは「警察官職務執行法第7条の規定は、第82条の規定により行動を命じられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する」(第1項)とされ、「警察官職務執行法」第7条は「警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法(明治40年法律第45号)第36条(正当防衛)若しくは同法第37条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。①死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。②逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合」としている。

2) 政府は1996年12月の閣議で、領海内を潜航する国籍不明の潜水艦には閣議決定を経ずに首相の判断で海上警備行動を発令できるよう改めた。こうした対応をとるのは今回が初めてとなる(「読売新聞」2004年11月10日14時53分更新)。

う行動をとるか追尾している」として海上自衛隊の護衛艦2隻と搭載ヘリ、2機のP3Cなどが当該潜水艦を追尾していることも明らかにした。

そして、国籍不明の潜水艦は10日正午現在、中国海軍の基地がある中国東岸に向かい、途中には尖閣諸島があり、再び日本の領海内に入る可能性もあるため防衛庁は引き続き警戒を強化するとともに当該潜水艦の追尾を日本の防空識別圏³⁾まで継続し、当該潜水艦が日本の防空識別圏から出た時点で追尾を打ち切るかどうかの最終的な判断を下すとしていたが、P3Cのレーダー探知が可能な限り当該潜水艦の動向を確認し、国籍が特定されれば政府は外交ルートを通じて抗議する方針だと言われていたのである。

11月11日午前の記者会見で、細田官房長官は国籍不明の潜水艦を海上自衛隊が引き続き追尾していることを明らかにし、防衛庁によれば11日午前の段階で当該潜水艦は沖縄本島西方の東シナ海を潜航したまま速度を落としながら北上し、その行き先については「中国の渤海湾の海軍基地に向かっている可能性がある」(「読売新聞」2004年11月11日14時2分更新)と分析されていた。また、防衛庁首脳は11日夜に国籍不明の潜水艦に対する自衛隊の監視活動の範囲は日本の防空識別圏を目安とするが、「識別圏をいったん出ても、また戻ってくる可能性はある」ため当該潜水艦が防空識別圏の外に出た場合でも直ちに海上警備行動は解除しない考えを明らかにしたのであった。

11月12日午前7時10分頃に、国籍不明の潜水艦は潜航したまま沖縄北西約500kmの日本の防空識別圏を離脱し、1999年の北朝鮮工作船事件では工作船が日本の防空識別圏を脱した時点で追尾は終了されたが、政府は「国籍を特定するためには、潜水艦がどこに向かうのか、ぎりぎりまで見極める必要が

3) 防空識別圏(ADIZ)とは、各国が進入してくる航空機の国籍の識別などを行い、領空侵犯に備えるために全土を囲むような形で定めた一定の空域をいい、領土の外側約400kmから500kmに設定している。この圏内に進入する航空機には事前に通過位置や通過予定時刻の報告を求めて国籍確認などを行うが、事前に通告せずに進入する航空機は国籍不明機として扱われ、迎撃戦闘機の緊急発進などの対象となる。なお、防空識別圏は1950年代に米国が初めて設け、各国も採用するようになったが、国際法上確立した概念ではなく、領空や領土の範囲を定めるものでもない(「読売新聞」2004年11月12日1時40分更新、「産経新聞」2004年11月12日3時42分更新)。

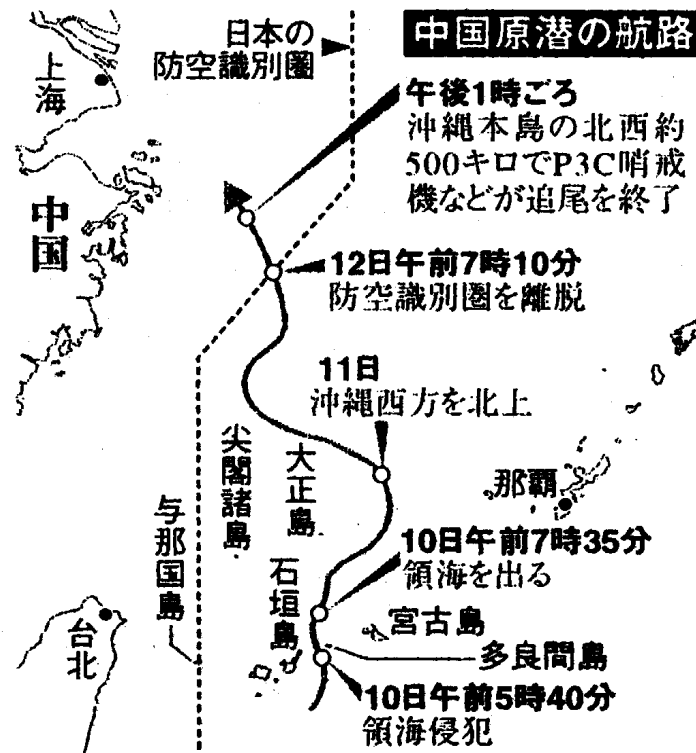


図1 中国原潜の航路

〔出所〕『読売新聞』2004年11月13日付朝刊より。

ある」との判断から追尾を継続し、細田官房長官は記者会見で「海上警備行動の解除はもう少し様子を見て」と述べ、すぐには海上警備行動を解除するつもりがないことを明らかにした⁴⁾。そして、11月12日午後1時の時点で当該潜水艦は北北西に向かっていることが確認され、大野防衛庁長官は同庁幹部らによる防衛会議を開き、当該潜水艦を中国海軍所属と断定し、再び領海を侵犯する可能性がなくなったことなどから海上警備行動の終結を決め、午後3時50分に海上自衛隊に終結命令を出し、P3Cなどによる追尾を打ち切ったのである。これを受けて、細田官房長官は海上自衛隊が国籍不明の潜水艦を東シナ海の公海上まで追尾した結果「当面再び日本の領海内に戻る恐れがないとして、午後3時50分に海上警備行動を解除し」、国籍不明の潜水艦は

4) 大野防衛庁長官は10日夜に、潜水艦の行動について「(領海を)出たり入ったりしているのだろう。従って海上警備行動は解除していない」と述べ、再度領海侵犯することへの警戒から、海上警備行動を直ちに解除することはないとの見方を示した。

「中国海軍に属するものと判断した」と発表したのである⁵⁾。

(2) 潜水艦の国籍の確定と政治的配慮

細田官房長官は11月10日午前の定例記者会見で「(領海侵犯は)極めて遺憾である」とし、周辺国への照会はしていないとしたが、「今後、追尾していけば、(国籍や潜航の目的が)わかると思う」「明らかになれば、しかるべき措置をとる」と述べ、潜水艦の国籍が判明すれば、その国へ抗議する考えを表明した。なお「現場付近の海域は、天然ガス田の開発などをめぐって中国側が自国の排他的経済水域(EEZ, 領海基線から200海里=約370km)と主張し、日本との間で境界に関して争いとなっている」(『読売新聞』2004年11月10日14時53分更新)ことや、「国籍不明の潜水艦が領海侵犯をした海域は中国船による情報収集活動、海洋調査活動とみられる行動がたびたび確認されている」(『産経新聞』2004年11月10日16時19分更新)ことから、記者から「中国海軍の潜水艦ではないのか」と聞かれた細田官房長官は「不明だ」として明言を避けた⁶⁾。それは、当該潜水艦が中国のもものと確認されれば「中国に対する日本国内の世論が硬化するのは確実」で「日中間の新たな火種になるのは避けられない」(『読売新聞』2004年11月11日付朝刊)と考えていたからであろう。

また、小泉首相は10日昼に「わが国の領海内に国籍不明の潜水艦が入ってきたことは遺憾だ。いいことではないのは確かだ」と述べた上で、潜水艦の

5) 日本領海を侵犯した中国海軍所属の原子力潜水艦が、石垣島の南海域で海上自衛隊の対潜哨戒機P3Cに捕捉される以前には、米グアム島沖から米海軍の対潜哨戒機P3Cの追尾を受けながら先島諸島・石垣島周辺まで進んでいたことが政府関係者の証言で11月16日に明らかになった。また、米軍事衛星はこの潜水艦と同型の潜水艦が中国を出港するのを確認していたと伝えられている。他方、11月20日付の台湾紙「中国時報」は消息筋の話として、日本の領海を侵犯した中国の潜水艦を最初に発見したのは台湾海軍のS2T対潜哨戒機だったと伝え、同紙によるとS2Tは今月初めに台湾東部海域を航行している潜水艦を偶然発見し、通報を受けた巡洋艦が監視を続け一度は浮上させようと試みたが、潜水艦は追尾を避けて日本領海に侵入したため日本側に通知したとしていた(『共同通信』2004年11月20日13時29分更新)。

6) 領海を侵犯した潜水艦が中国のもものと見られる中で「与野党とも近年、中国が東シナ海での天然ガス田開発を進め、軍事力を増強していることに懸念を強め」、「『もし中国の潜水艦であれば日中平和友好条約を損なうもので非常にゆゆしき問題』(平沼赳夫前

国籍について「まだ確認できていない」「引き続き監視していかなければならない」と強調していたが、「海上自衛隊は5日に、種子島南東350kmの太平洋上で、中国の潜水艦救難艦と航洋曳船を発見し警戒を強め、8日は今回の潜水艦の動きに関する情報を(米国から)得ていた」(「産経新聞」2004年11月11日3時15分更新)ばかりか、政府筋によれば発見された海域付近に支援船も航行しており、「国籍不明の潜水艦は中国潜水艦」で、日米軍事筋は漢級攻撃型原子力潜水艦の可能性があるとの見方を示していたのである。

細田官房長官は10日午後の記者会見で「P3Cによる追尾を続けている」が、「どのような潜水艦なのか、国籍は判明していない」と述べ、一部から中国国籍ではないかとの見方が出ていることに対して「政府の公式見解としては(中国潜水艦と)断定していない。(国籍が確定したら)その国に照会し、当然、抗議する」とし、記者団から「発見された海域などから潜水艦は中国のものだとの指摘もあるが、外交上の配慮から潜水艦の国籍を発表しないのではないか」と聞かれた小泉首相も「確認できないから公表していない。いろいろな見方があると思う」と述べ、中国側への照会は「確認してからの段階」と語ったのである。なお、探知した潜水艦のスクリー音から近年周辺海域で活動を活発化させている中国海軍の漢級攻撃型原子力潜水艦の可能性が高いとみて確認を急いでいた防衛庁は10日夜には、国籍不明の潜水艦は「中国海軍の漢級攻撃型原子力潜水艦⁷⁾」であるとほぼ断定したのであった。

11月11日午前の記者会見で、細田官房長官は「(潜水艦が)海中に潜っているため」「(国籍特定などには)なおかなりの時間を要する」「一番はっきりするのは、浮上したり、どこかの港へ向かうことだ」と語っていたが、12日午後海上自衛隊が国籍不明の潜水艦を東シナ海の公海上まで追尾した結果

経済産業相)といった声は共通している」(「読売新聞」2004年11月11日付朝刊)と言われていた。

7) 「漢級」は旧ソ連の技術を基礎に1974年に初めて建造され、1980年代後半に実戦配備された攻撃型原子力潜水艦(水中排水量5,550トン)で、70年から90年にかけて5隻が建造され、安定潜航深度は最大300m、水中速力25ノット、乗員75人であるが、スクリー音が極めて大きいなど近代戦における実用兵器としての有効性は低いと言われている。

「中国海軍に属するものと判断した」と発表した。そして、大野防衛庁長官はその理由について「①長時間浮上していないことから原子力潜水艦であることが確実で、周辺では中国とロシアしか所有していない、②東シナ海を北北西の中国方面に向かった、③浅海を潜航するには海底の地形などの情報が必要で、現場海域に近接した中国海軍に絞られる」と説明していたものの、「実際には海自が収集した音紋と呼ばれるスクリー音から事前に特定していたが、中国側に提示できない機密情報であるため、公表しなかった」(「毎日新聞」2004年11月13日10時23分更新)と言われていたのである⁸⁾。

なお、政府は日本の領海を侵犯した原子力潜水艦が中国海軍所属のものであると断定していたが、日米の衛星情報や電波情報などによって、その潜水艦が中国の黄海沿岸の青島付近にある姜哥庄の潜水艦基地に15日夜から16日未明にかけて入港したことを確認したのであった。

II 日本政府の抗議と中国政府の対応

(1) 日本政府による中国政府への抗議

8) 読売新聞社説「“失態”の原因を徹底究明せよ」(2004年11月13日付朝刊)は、「海上自衛隊が早い段階で、領海を侵犯したのが中国原潜と割り出しているながら、政府は明確な認識をずるずると引き延ばした。こうした遅れや、あいまいな対応に、自民党内からも、中国への過剰な配慮があったのではないか、との声が出た。そうであれば、極めて問題だ。中国は、海洋権益を拡大しようと、海軍力の増強も続け、東シナ海から西太平洋へと行動範囲を広げている。事は、日本の主権と安全にかかわる問題だ。日本も、国益に立って毅然とした姿勢を貫かねばならない」としている。なお、政府はこれまでに探知したスクリー音(音紋)の分析から、潜水艦は中国海軍の漢級攻撃型原子力潜水艦との見方を強め、中国の潜水艦と特定できれば政府は中国に抗議する方針だったが、防衛庁首脳は「(抗議には)100%の確度で国籍を特定する必要がある」(「産経新聞」2004年11月12日3時42分更新)とし、外務省幹部は「国籍が完全に特定されないうちに抗議を行えば、外交問題に発展しかねない」(『読売新聞』2004年11月13日付朝刊)との懸念を示すとともに、外務省は「官邸や防衛庁に『中国は大国でプライドも高い。特定する場合は証明する事実を積み重ねてほしい』と慎重な対応を求めた」(『朝日新聞』11月13日付朝刊)のである。しかし、それは「自民党などには《弱腰》と映り『中国への抗議をためらうべきではない』との意見が強まった」(『読売新聞』2004年11月13日付朝刊)のである。

日本政府は11月11日に、中国海軍の漢級攻撃型原子力潜水艦とみられる潜水艦によるわが国の領海侵犯事件で中国政府に抗議する方向で検討に入り、小泉首相は同日夜に記者団に「(潜水艦の国籍が確定すれば)しかるべき対応を取る」と述べ、中国国籍と断定した段階で中国政府に抗議し、謝罪や原因究明を求める考えを示していた。しかし、政府内には対中関係を考慮し慎重な対応を求める声や「少なくとも国籍を特定させるべき」(「毎日新聞」2004年11月11日1時37分更新)との意見もあり、また「中国に事実関係を問いたただすだけで、事実上の抗議になる」(首相周辺)として妥協案を探る動きもあったが、自民党からは「国益にかかわる問題を曖昧な形に終わらせていいのか」との声も強まっていたのである⁹⁾。そのため、小泉首相は12日午前の閣議後に細田官房長官、町村外相、大野防衛庁長官と対応を協議し、問題の潜水艦がなお公海に止まっているためP3Cによる追尾を続け、中国領海に入るかどうかなど当該潜水艦の動向を見極めたうえで中国政府に事実関係の照会や抗議を行う方針を確認し、町村外相は記者会見で「(潜水艦の)国籍が判断できる状態になった後、しかるべき対応措置はとる」とし、大野防衛庁長官も「できれば(国籍を)特定したい。(中国に対し)きちっと抗議というか、ものは言わないと(いけない)」と述べたのであった。

11月12日午後の記者会見で、細田官房長官はわが国の領海を侵犯国籍不明の潜水艦は中国海軍に属する原子力潜水艦と判断したと発表するとともに、「潜水艦は他国の領海を通過する時は旗を立てて通航が可能だ。それをしなかったのは遺憾な対応だ」と強い不快感を示し、また大野防衛庁長官も同庁での記者会見で海上警備行動の終結とこれまでの経緯を説明した後「友好国の潜水艦であれば、浮上し旗を揚げて通航すれば何の問題もなかった。やはり、毅然として抗議せざるをえない」と語気を強めたのである。

9) 自民党の安倍晋三幹事長代理は、11月10日の記者会見で政府の海上警備行動発令について「政府の行動は適切だ。国の安全を脅かすものに対しては日本はこれを許さないという意味を示すことが必要であり、今回はそれが示せたと思う」と評価し、民主党の岡田代表は「国の主権の侵害だから極めて問題だ。どこの国、どういう目的か解明しなくてはならない」と述べていた。

そして、町村外相は政府が国籍不明の潜水艦を中国海軍の原子力潜水艦と断定したことを受けて11月12日夕に中国の程永華公使を外務省に呼び、「中国による東シナ海でのガス田開発や海洋調査船の一連の問題で日中協議を続けている中での出来事であり、大変に遺憾だ。誠実かつ迅速な対応を求める」と強く抗議するとともに謝罪を要求したのである¹⁰⁾。これに対して、程公使は「申し入れはただちに本国に報告する」と答えたが、原子力潜水艦の行動については「調査中であり、今ただちに抗議を受け入れ、謝罪するわけにはいかない」と後日回答する姿勢を示すにとどまり、また「機密性の高い軍隊が起こした事件であり、『事実関係の調査と日本への伝達には時間がかかるのではないか』(外務省筋)との指摘もある」(『読売新聞』2004年11月13日付朝刊)ため、外務省は「中国側が何らかの見解を出した段階で、改めて対応する方針だ」と言われていたのである¹¹⁾。

11月16日に、中国の武大偉外務次官は阿南惟茂駐中国大使に対し「調査の結果、潜水艦が中国の原潜であることを確認した。中国側として遺憾に思う」と伝え、原因については「通常の訓練過程で、技術的原因により、日本の石垣水道に誤って侵入した」と釈明し、その上で「中国としては隣国(日本)との間でパートナーシップを築いていくとの方針に些かの変更もない」と述べたのであった。中国側の遺憾表明には直接の謝罪の表現はなかったが、「中国が軍事機密である自国潜水艦の行動について説明し、『遺憾』を表明するのは極めて異例だ」(『毎日新聞』2004年11月17日1時25分更新)と言われていることもあり、細田官房長官は16日午後の記者会見で「(中国側が日本の領

10) 「中国側が事実関係を認めないうちに、政府が抗議に踏み切ったのは『中国への厳しい世論に背中を押され、政治判断した』(政府筋)側面もある」(『読売新聞』2004年11月13日付朝刊)と言われていた。

11) また、小泉首相は12日夜に記者団に「わが国の領海に侵入したことは極めて遺憾なので、中国側に抗議した。なんでこんなことになったのか、中国側に回答を求めていく。日中関係は重要だから悪影響のないようお互い努力していきたい。この問題、どうい回答があるか分からないが、(アジア太平洋経済協力会議首脳会議の際に開く方向で調整中の日中首脳)会談は会談として、日中関係の発展を考えていく必要がある」と述べていた。

海内に侵入したことを)誤りとして認めており、陳謝と受け止めている」との見解を示し、また小泉首相も16日夜に「陳謝したと受け止めている。再発防止をしっかりと求めていきたい」「こういう問題があるからこそ、お互い友好発展のために協力していこうとの前向き対応が必要だ」と穏便な決着を図る方針を強調したのである。そこには「日本側にも領海侵犯を制止できなかったという判断ミスがあり、(政府は)中国の遺憾表明に胸をなでおろしているという」(『毎日新聞』2004年11月17日付朝刊)実情や、「事件を穏便に処理することで、中国に対する《外交カード》としたいとの思惑もあったと見られる」(『読売新聞』2004年11月17日付朝刊)が、一方、中国は「最小限のミスを認め、日本への《弱み》を除去しようとしたのではないか、という見方」(『毎日新聞』2004年11月17日付朝刊)もあった。

いずれにしろ「中国側が『陳謝』したとはいえ、原潜の領海侵犯の原因ともなっている東シナ海に埋蔵されている天然ガスなど海洋資源をめぐる日中間の《紛争》に解決のめどが立ったわけではない。…首相は『今後の日中友好発展の支障にならないよう再発防止にしっかりとした対応を求めていきたい』と…再発防止を中国側に要請する考えを示したが、今回の事件を教訓として日本近海で活動を活発化させている中国軍にどう対処するか、政府は大きな課題をつきつけられた」(『産経新聞』2004年11月17日2時35分更新)と言えるのである。

(2) 中国政府の対応

中国外交部の章啓月副報道官は11月11日の定例記者会見で、国籍不明の潜水艦が日本の領海を侵犯した事件について「中国側は関連報道を確認、この件について注視している。関連部門が状況把握を進めている」との公式見解を発表した。そして、領海を侵犯した潜水艦が中国の漢級攻撃型原子力潜水艦の可能性があるとされていることについては明確な回答を避け、中国政府は「事実上、中国艦である可能性も否定しない立場を示した」が、当該潜水艦の国籍について「勝手に推測すべきではない」と指摘し、国籍の特定を

待たず日本側で中国の原子力潜水艦との見方が強まっていることへの不満を表したのであった¹²⁾。

他方、中国の曾慶紅国家副主席は11日に防衛関係者の訪中団顧問として中国を訪問していた橋本龍太郎元首相との会談で、橋本氏が問題の潜水艦が「原子力潜水艦の可能性が高く、中国の漢級原潜との報道もある」との日本政府の公電を直接読み上げて「成り行きを懸念しており、中国政府として日本側にメッセージがあれば伺いたい」と中国側の考えを質したのに対して「関心を持って調査している」と述べて、問題の潜水艦が中国海軍の潜水艦である可能性を否定せず、続いて橋本氏が会談した曹剛川国防相も同様の発言をした上で「問題を拡大しないように処理したい」と述べ、曾、曹両氏とも「問題がはっきりすれば、政府間で話し合っ行ってきたい」との姿勢を示していたのであった¹³⁾。

そのため、中国指導部は「自国の潜水艦である可能性を否定せず、発覚した段階で日本側が抗議してくることは織り込み済みだった。日中間の新たな火種にならないよう穏便に問題を終息させるよう努力する方針だ」(「共同通信」2004年11月12日23時11分更新)と言われ、また「今回の原潜領海侵犯事件で、中国は、外交上守勢に回った。原潜の国籍を隠しきれない以上、中国側の基本姿勢は、なるべく早く幕引きを図りたい」「中国政府は、責任追及、謝罪などを巡る日本側からの圧力、さらに、こうした問題で噴出しやすい国内からの《弱腰》批判を最小限抑えたい考えだ」(『読売新聞』2004年11月13

12) なお、国籍不明の潜水艦がわが国の領海を侵犯した事件について、中国国内では国営通信新華社が11月10日の英字版で簡単な事実関係を伝えただけで、詳しい状況が一切報じられていないのは「東シナ海の海洋権益をめぐる日中摩擦を抱える中、中国政府は報道を抑制し、事態を慎重に見極めようとしている」(「西日本新聞」2004年11月12日2時34分更新)からと言われていた。

13) また、国籍不明の潜水艦がわが国の領海を侵犯した事件について、中国人民解放軍の熊光楷副総参謀長は10日の橋本氏との会談で「私は日本の報道で初めて知った。詳しいことは分かっていない」と述べ、「互いに両国政府に対して情報を交換して早期解決を働き掛けることで一致した」と伝えられ、さらに中国の国防部外事弁公室は国籍不明の潜水艦について「聞いたことがない。分からない」(「産経新聞」2004年11月10日16時19分更新)としていたという。

日付朝刊)と報じられていたのである。

また、中国外交部は日本政府が領海を侵犯した潜水艦を中国海軍所属の原子力潜水艦と断定したことに対し、12日夜に「関係方面が確認を進めている」との報道官談話を発表し、このことから「国防省など軍関係当局が対応を検討している」と言われていた。そして、11月16日に中国の武大偉外務次官はわが国の領海を侵犯した潜水艦が中国の原子力潜水艦であることを認め、領海侵犯事件に遺憾の意を表明し、侵犯の理由については「通常の訓練過程で、技術的原因により、日本の石垣水道に誤って侵入した」と述べ、「領海侵犯が故意でなかった点を強調した」(「読売新聞」2004年11月16日19時23分更新)のであった。しかし、武次官は阿南大使に「軍事機密に属するが双方の信頼に基づきお話しする」としたものの「技術的原因」の具体的な内容や、どの海域で「通常訓練」をしていたのかなど過失による領海侵犯を裏づける詳細な説明をしなかったばかりか、日本側が求めていた「謝罪」という言葉を使うこともなかったのである。ただ、阿南大使が再発防止を求めたのに対し、武次官は「再発を防止すべく対応する」と述べた。

このような中国政府による遺憾の意の表明については、日本政府が12日に問題の潜水艦を中国船籍と断定し、町村外相が中国政府に抗議したことを受け、「中国政府もこの問題が日中関係にこれ以上の悪影響を与えることを回避し、事態を收拾するため、領海侵犯の事実を認めたもの」(「時事通信」2004年11月16日23時1分更新)との見方や、「中国が事実関係を認め、中国としては屈辱的な『遺憾の意』まで表明したことは、このまま放置すれば、《中国脅威論》が日本の国内外で勢いが増し、米軍再編を推進するブッシュ米大統領再選とあいまって日米の同盟関係がより強固となることを警戒したため」(「産経新聞」2004年11月17日2時35分更新)との見方もあった。しかし、中国外交部の章啓月副報道官は16日の定例会見で「既に日本側に通報し、問題は適切に解決した」と述べただけで、日本政府への通知内容や領海侵犯をした潜水艦が中国海軍の漢級攻撃型原子力潜水艦であること、日本政府に遺憾の意を表明したことにはまったく触れず、「武次官の説明で事件は決着済みと

する認識を示した」のである¹⁴⁾。

Ⅲ 領海侵犯事件によって露呈した海上警備行動の問題

(1) 意図的な領海侵犯と中国の狙い

中国の武大偉外務次官は、中国の原子力潜水艦が日本の領海を侵犯した理由については「通常の訓練過程で、技術的原因により、日本の石垣水道に誤って侵入した」と述べ、領海侵犯が故意でなかった点を強調したが、技術的原因の具体的な内容についての詳細な説明をしなかった。わが国でも「潜水艦に何らかのトラブルがあったとの情報もある。周辺では今月5日から種子島

14) 中国共産主義青年団の機関紙「中国青年報」は11月18日に、「武次官の説明で事件は決着済み」であるにもかかわらず、中国海軍の原子力潜水艦による日本領海侵犯事件について「日本は原潜の領海侵犯のことについてまだ騒いでいる」(「毎日新聞」2004年11月18日21時43分更新)と批判していた。ところが、わが国ではアジア太平洋経済協力会議首脳会議が開かれるチリ・サンティアゴで小泉首相と胡錦濤国家主席の会談が実現する見通しになったのは、中国政府が「中国原潜の日本領海侵犯事件もあり、これ以上の日中関係冷却化を避ける必要があると判断した」(「共同通信」2004年11月17日21時6分更新)からであると考えていたが、11月18日午後サンティアゴ市内で中国の李肇星外相と会談した町村外相は、中国の原子力潜水艦による領海侵犯事件に関して武外務次官による遺憾の意の表明に言及し、改めて中国側の見解を質したところ、李外相は「武次官の一言一句を理解しており、自分が述べた言葉と理解してもらって間違いない」と語り、町村外相が「遺憾の意も含まれるのか」と問い直すと、李外相は「(含まれると)確認する」と言明するとともに再発防止に努めることを約束したが、「日本側が求めている明確な謝罪の言葉はなく、領海侵犯の原因などに関する言及もなかった」(「共同通信」2004年11月19日11時32分更新)のである。さらに、11月21日夜にサンティアゴ市内のホテルで中国の胡国家主席と会談した小泉首相は、中国の潜水艦による日本領海侵犯事件については中国側がすでに遺憾の意を示していることを踏まえ「今後、再発防止が特に重要だ」とし、中国のガス田開発問題については「東シナ海を対立の海にしないようにすることが重要だ」として中国側の善処を求め、これは小泉「首相が領海侵犯事件に関して抗議も謝罪要求もせず『中国のメンツに配慮』(外務省幹部)した」ためであったが、「胡主席は原潜問題に直接触れず、東シナ海のガス田開発と合わせ、『日中間の諸懸案は、大局的見地に立って、解決していきたい』と述べるにとどまった」(『読売新聞』2004年11月23日付朝刊)のであり、その対応は中国海軍の原子力潜水艦による日本の領海侵犯事件はすでに「決着済み」との姿勢を示すものであったのである。

南島海域で中国海軍の潜水艦救難艦と航洋曳船が針路変更や変速を繰り返したのを海上自衛隊が確認している。今回の潜水艦との関連は不明だが、専門家は『潜水艦に何らかの事故が起きたために来たと考えられる』と関連の可能性を指摘している]（「琉球新報」2004年11月11日11時15分更新）と報じられ、また「政府内には、今回の領海侵犯について『中国は、日本の経済協力や民間投資に期待しており、意図的とは考えにくい』（外務省筋）と、いぶかる声がある』（『読売新聞』2004年11月11日付朝刊）とも言われていた¹⁵⁾。

しかし、他方で「日米軍事筋は『完全に島と島の間を航行していることから、迷い込んだのではないのは明らかだ』とし」（「産経新聞」2004年11月10日16時19分更新）、防衛庁筋では「潜水艦は、浅い大陸棚の海域を海上自衛隊のソノブイ（音響探知機）を避けて潜航していた。故障や事故とは考えられない」（「産経新聞」2004年11月17日2時35分更新）との見方が強く、さらには「この時期に領海を侵犯したことに政府内には、天然ガス田開発などで東シナ海で活動を活発化させる中国が、自衛隊の哨戒能力を試す意図などがあつたとの見方もある」（「毎日新聞」2004年11月11日1時37分更新）とも報じられており、その真相は不明なままであつた。

ところが、「産経新聞」（2004年12月20日3時8分更新）は、「中国の原子力潜水艦による日本領海侵犯の発生から一カ月余りが経過したが、この領海侵犯が偶発的なものとした中国側の説明とは異なり、意図的で極めて実戦的な訓練の実施だつたことが、日米双方の事後調査で次第に明らかになってきた」と報じた。同紙によれば、日米安保筋の話として「原潜は当初、沖縄本島の

15) また「技術的原因」に因らない過失説もあり、たとえば「既知の通り、中国の海軍は近年になって整備され始めたため、その能力は他の軍事大国に比べ相当に遅れている。専門家によれば中国の原潜は旧式のものが多く、潜行した状態で領海線付近を緻密に航行することはできないらしい。あの海域にいた理由は何であれ、領海内への進入は過失によるものだと考える方が妥当ではないだろうか」（臥龍「原潜侵入：日本の国防的問題、中国の軍事的問題～原潜の領海侵犯に対する私見～」（中国情報局論壇）2004年11月15日）と言われ、さらに「外交筋によると、同原潜は、《係争のある海域》に出動する際に必要な中央軍事委員会の事前承認を得ていないとされ、故意ではなく、何らかの《過失》により領海侵犯に至った可能性が指摘されていた」（『読売新聞』2004年11月17日付朝刊）のである。

方向へ向かったが、突然、真北の宮古-石垣島間の領海内に突入したようだ。潜航中でも暗号電報を受信できるため、急な針路変更は『領海内を突っ切れ』と命令が出たためだとみられる。海上自衛隊に追い込まれて領海に入ったとの分析もあるが、急角度で針路を変更してまで危険海域に侵入するのは、意図的だったからだと考えるのが自然だ。「原潜の行動からは、海域を自在に潜航できるかどうかをチェックする目的があったことが分かる。そして、日米に対抗した極めて実戦的な訓練でもあった。1996年の《台湾海峡危機》で、米国は空母を急派した。この教訓から、中国は日本列島からフィリピンを結ぶラインを《第一列島線》とし、これに《第二列島線》を加え、潜水艦の航行に必要なデータの収集や訓練の目安としてきた。潜水艦の位置を特定するには、ソナーから音波をぶつけ、その反射音を利用する。海域と水深によって水温や塩分濃度、水圧(三要件)が異なり、音波の伝わる速度と方向、角度も違ってくる。逆にこの三要件を調査しておけば、ソナーにどの程度近づいたら相手に捕捉されるか、事前に把握できる。これに海底地形図が加われば、どう空母に近づき、逃げればよいかも学べる。米機動艦隊は《敵性潜水艦》のいる海域には入らない。乗員数千人と最新鋭機を載せた空母の損傷は、戦略全体に影響するからだ。台湾へ向かう米軍が途中にいる中国潜水艦を排除するまでの間は、事態は中国有利に進む。中国側はこう筋書きを描いているようだ」としていたのである¹⁶⁾。

この「意図的で極めて実戦的な訓練の実施」説は、中国政府が発表した「技術的原因による事故」説よりも信憑性が高い。というのは、近年のわが

16) また、『読売新聞』(2004年11月11日付朝刊)は「96年の台湾総統選で、米国が空母2隻を台湾海峡周辺に緊急展開し、中国に軍事的な圧力を掛けたことが、東シナ海で潜水艦の活動を強化させる要因となった。防衛庁は『中台間で武力衝突が起きた場合、米海軍の台湾来援を遅らせるのが狙い』と分析する」とし、さらに「潜水艦が領海侵犯した沖縄周辺海域では、10月末から10日間、海上自衛隊と米海軍第7艦隊が《浅海域での対潜水艦作戦》という想定で、合同演習を繰り広げ…日米合わせて5隻の潜水艦が参加する大規模な訓練だった」ことから「海上自衛隊幹部は領海侵犯事件について『日米に対する中国の示威行動ではないか』と指摘する」と報じ、他方『朝日新聞』(2004年11月11日付朝刊)は「海自の元の潜水艦隊幹部によると、これまでは領海線が入り込む石垣島周辺を航行するという事はなかったという。『海図を見れば領海に引っかかる

国近海では情報収集活動や海洋調査活動を行っていると考えられる中国海軍の艦艇が多く視認され、たとえば2002年7月には「ヤンライ級の測量艦が福江島西南西の海上で停止し、観測機材を投入して海洋観測らしき作業を実施しているのが確認され、同年9月にはミサイル観測支援艦兼情報収集艦が沖縄本島の東岸から西岸沖を時計回りに周回したのが確認され、さらに11月にはハイシン級哨戒艇2隻が奄美大島西北西を航行したのが確認されている」(防衛庁編『日本の防衛—防衛白書—』平成15年版)のであり、「1992年にわが国固有の領土である尖閣諸島のほか、南沙・西沙群島などを中国領と明記した領海法を施行し、1997年に領土、領海、領空の安全の防衛と並んで海洋権益の擁護を明記した国防法を制定する」(同上)とともに、「沿岸海域を防衛する海軍から、沿岸海域より遠方の近海を防衛する海軍への移行」(防衛庁編『日本の防衛—防衛白書—』平成16年版)を図りつつある中国が、このようにして収集された情報をもとに潜水艦の「極めて実戦的な訓練」を実施したと考える方が自然だからである¹⁷⁾。

おそらく日本政府もこのように考えていると思われるが、それを口にしていないだけのことであろう¹⁸⁾。

のは明らか。日本の反応を探るのが目的だった可能性が強い。種子島周辺にいた潜水艦救難艦は《おとり》で、『引きつけたスキに潜水艦で侵犯するという確信犯的な手口ではなかったか』とし、『毎日新聞』(2004年11月13日付朝刊)は「海自幹部は『日本が(ミサイルを)撃ってこないのを見越して軍事的プレゼンスを示すと同時に、日本側の対潜哨戒能力や政府の対応を試したのではないかと推測する』と報じていた。

17) 読売新聞社説「領域警備の態勢を強化せよ」(2004年11月11日付朝刊)は、「中国は《海洋強国》を国家戦略とし、海洋調査船の活動を活発化させている。調査海域も、当初の沿岸から東シナ海、さらに西太平洋に拡大している。海洋調査は、海洋図の基礎データとなる海流、水質、水深、水温などを測定する。防衛庁では、潜水艦の航行、作戦などに利用するのが目的と見ている」「中国原潜とみられる今回の領海侵犯に、防衛庁は、沿海防御型から外洋型への転換を図るため、太平洋への潜水艦の航路を確保する狙いがあると見る」とし、また同紙社説「“失態”の原因を徹底究明せよ」(2004年11月13日付朝刊)は「中国が原潜の活動を活発化させ、外洋への進出を図っているのは、台湾有事の際に、米海軍の動きを牽制するためだろう。今回の領海侵犯も、米国と同盟関係にある日本の対潜能力を探る狙いがあったとの見方もある」としていた。

18) 臥龍氏は、中国の原子力潜水艦による領海侵犯事件は「日本政府が中国に対し正式に抗議したことで一応収束に向いつつある。この原稿を書いている時点では中国側から

(2) 領海侵犯事件によって露呈した日本の防衛体制における課題

海上警備行動の発令をめぐっては1996年の閣議決定で、閣議決定を経ずに首相の判断で発令できるように簡略化されたものの、この度の発令は中国海軍の原子力潜水艦が領海内に侵入して約3時間後のことであり、その公表もその約2時間半後であったため、政府・与党内では海上警備行動発令までの対応の遅れ、発令後の公表の遅れを批判する声が上がっていたのである。そのため、細田官房長官は「久しぶりにこうしたことが発生し、マニュアル通りに連絡がいかなかった」「レビューしてみる必要がある」と述べ、今後の検証課題との認識を示したのに対して、小泉首相は海上警備行動発令までの政府の対応は「適切だった。(発令が)遅かったとは思わない。慎重さも必要だ」としているが、『毎日新聞』(2004年11月13日付朝刊)は「原潜は10日午前5時48分、日本領海に入った。海自は直後に海上警備行動の発令を防衛庁内局に要請。同6時10分には官邸連絡室が設置された。しかし、発令手続きは細田博之官房長官と二橋正弘官房副長官のところで止まり、小泉純一郎首相に承認を求めたのは原潜が領海を出た後になってからだった」と報じ、これが真実ならば海上警備行動の発令の遅れは細田官房長官の重大な過失(あるいは意図的であれば悪質な企み)によるものであったと言わざるを得ないため、海上警備行動の発令の遅れについては第三者によって厳密にレビューしておく必要もあろう¹⁹⁾。

の正式な謝罪等は発表されていないが、この問題が長期化することや拡大するようなことは日中双方の政府も望んではいないように見受けられる。いずれにせよ公式に日本の領海とされる海域に事前通告なしに侵入した行為は日本にとって看過できない事実であって、中国に対する抗議は当然だと言えよう。ただ、この問題について中国側が速やかに謝罪することは期待すべきではないだろう。多分、日本政府も、そうしたことは十分に承知した上での抗議だったと思う」(前掲稿)としている。

- 19) 日本政府は、中国の原子力潜水艦による領海侵犯事件で海上警備行動の発令が遅れたのを受け、11月16日に外国潜水艦が潜航し領海に侵入した際の対処マニュアルを今月中にも策定する方針を決め、マニュアルで首相官邸と関係省庁の連絡体制確立と海上警備行動発令の迅速化を図るとしていたが、政府がまとめた外国潜水艦への対処マニュアルの概要によれば①日本周辺の海域で外国潜水艦を発見した場合は領海侵犯前でも

そして何よりも、領空侵犯に対する措置については「自衛隊法」は「長官は、外国の航空機が国際法規又は航空法(昭和27年法律第231号)その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる」(第84条)と規定していることから、領海侵犯に対してもこれに準ずるように「自衛隊法」を改正することが必要である²⁰⁾。

また、中国海軍の原子力潜水艦による領海侵犯事件によって、このような対応・対処の問題とともに二つの重要な問題が提起されることになったのである。一つは「第二次世界大戦以後、戦争を否定した日本は自衛隊という兵力は有しているものの《軍事》という概念から遠ざかっている。このため、軍事力を有する諸外国に比べ、軍事機密ということに対する認識が希薄であるように思う。多くの日本人が情報開示等について先進的であると思っている米国でも、こと軍事に関しては決して無条件に公開しているわけではない」(臥龍「原潜侵入：日本の国防的問題、中国の軍事的問題～原潜の領海侵犯に対する私見～」「中国情報局論壇」2004年11月15日)と言われているように、知る権利を誤解している一部のマスコミや国会議員の防衛機密(あるいは防衛秘密)に対する認識の希薄さが露呈したことである²¹⁾。

防衛庁から内閣官房へ連絡、②領海への侵入を確認後、直ちに首相の承認を得て防衛庁長官が海上警備行動を発令、というものであった(「毎日新聞」2004年12月22日3時2分更新)。

- 20) なお「中国原潜と知りながら発令を遅らせた結果、国際法に基づいて領海内の浮上航行を要求する措置もとられなかったため、政府・与党内には、『領空侵犯に対する措置と同様、自動的に海上警備行動がとれるようにすべきだ』などの意見が出ている」(『毎日新聞』2004年11月13日付朝刊)のは当然のことである。
- 21) 防衛秘密については、「自衛隊法」第96条の2は「長官は、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする」(第1項)、「前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。①政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。②

たとえば、11月11日午前の記者会見で細田官房長官は国籍不明の潜水艦が現在どの地点をどの方向に潜航しているかについては「詳しいことは申し上げられない」、日本の領海内に侵入していた時間は「2時間弱だった」が、「追尾行動は高度な技術を要するもので、(追尾や情報収集などの)能力を試されているわけではないが、潜水艦には様々な目的があるかもしれない」として追尾の状況など詳細についてのコメントを控えたが、それは当然のことであり、「防衛庁は『自衛隊の潜水艦探知能力を明らかにする可能性がある』として、潜水艦が領海内にあった時間を公表していない」(「琉球新報」2004年11月11日11時15分更新)のもこのためである。にもかかわらず、額賀福志郎元防衛庁長官は12日の自民党の防衛関係の会議で公表が遅れたことについて「国民や与党にオープンにするのが発令の大前提だ」と批判していたのである。

さらに、『毎日新聞』(2004年11月13日付朝刊)が「海上警備行動の発令から2時間35分が経過した10日午前11時20分、定例記者会見で細田博之官房長官は冒頭で日朝実務者協議の状況を説明したが、海上警備行動に関しては記者側が質問するまで答えなかった。会見直前に一部報道が流れるまで『発表しないことになっていた』(防衛庁幹部)ためだ」と報じているように、「政府は当初、自衛隊に対して海上警備行動を発令したことを一定期間公表しない方針」とし、これを防衛秘密として扱ったか否かは別として、細田官房長官が

前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること」(第2項)、「長官は、第1項及び第2項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第1項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする」(第4項)とし、別表第4(第96条の2関係)には「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」があげられている。そして、「自衛隊法施行令」第113条の3は「法第96条の2第2項第2号の規定による通知は、同条第1項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない」、同第113条の6は「長官は、防衛庁の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者(以下この節において「防衛秘密管理者」という。)を指名するものとする」、同第113条の7は「長官は、法第96条の2第1項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする」と規定している。

記者に質問されるまで公表していないにもかかわらず情報がマスコミ等外部に漏れていたことも露呈したのであった。そのため、「自衛隊法」第96条の2が規定する防衛秘密についても広範に再検討する必要がある²²⁾。

もう一つの問題は、わが国の領海での外国軍艦による主権侵害に対して何らなす術がないという海上警備行動の限界が露呈したことである。このことについて、『読売新聞』(2004年11月13日付朝刊)は「今回の事件は、浮上航行しなかったことに非があるのだが、問題はその後だ。同条約(国連海洋法条約・筆者)には、軍艦が領海内で法令違反した場合、《沿岸国は領海からの退去を求めることができる》という規定があり、海自が、潜水艦に浮上航行を求めたのは、この規定に基づいた行動だった。だが仮に、潜水艦が要請を無視して、領海内に居座ってしまったり、駆逐艦などの水上艦艇が、情報収集や調査活動などをやめない時は、何ができるのだろうか。結論を言えば、日本は軍艦の旗国に対し、外交ルートを通じて、領海からの退去を求めることしかできない。海自に海上警備行動が発令されたのだから、『警告射撃ぐらいはできるのでは』という気もするが、答えは『ノー』だ。海警行動は、自衛隊に警察権を付与しただけで、第三国の警察権適用が免除されている軍艦には手が出せない。活動の根拠を警察権とする海上保安庁も同様だ。ではこんな場合、諸外国はどう対処しているのか。…行動の根拠は、《軍隊》による《自衛権》の行使だ。もちろん日本にも自衛権はある。だが行使するには、一気に、自衛隊法の《防衛出動》発令までいかなければならない。それには、実際に攻撃を受けたり、相手が攻撃準備をしていることが条件になる。領海

22) 『朝日新聞』(2004年11月13日付朝刊)によれば、「潜水艦による領海侵犯事件で、政府が当初、自衛隊に対して海上警備行動を発令したことを一定期間公表しない方針だったことが複数の政府関係者の話でわかった。…公表を当面控えようとした理由について政府高官は12日、『発令を公表したら相手に伝わり、手の内を知られてしまう』と説明し、公表の遅れがこのような理由によるものであれば何も問題はない。しかし、『毎日新聞』(2004年11月13日付朝刊)は「午後の会見でも発令が潜水艦の領海脱出後になったことなどの経過説明を拒否、徹底した隠ぺい姿勢を貫いた。99年3月に能登半島沖に現れた北朝鮮の不審船に海上警備行動を発動した際は、不審船が公海に逃げた後も警告射撃を続け、詳細な経過も発表された。その対応と比較すると、中国に対する配慮が際立った」としていた。

侵犯や不審な行動程度で発令することはできない。海警行動と防衛出動との《中間》がないのだ。軍艦は対応が難しく、外交で問題を解決することが得策であることが多いだろう。ただ、それしか手段がないというのは日本だけだ。平時における自衛隊活動の法的根拠が、警察官職務執行法である限り、諸外国では当たり前の《自衛権に基づいた領域警備》ができないという現実「は変わらない」としているのである。

また、石破茂前防衛庁長官が11月23日に長崎市内での講演で中国海軍の原子力潜水艦による領海侵犯事件について「領海を出てから(海上警備行動を)発令してもほとんど意味がない」と批判した上で、「侵犯の目的を考えると、警察権たる海上警備行動での対応で本当にいいのか。法制そのものに問題がある」(『読売新聞』2004年11月23日20時23分更新)と述べたように、領海侵犯への対応を根本的に見直す必要があり、それには法的には読売新聞がいう「海上警備行動と防衛出動との中間」を新たに設定するか、あるいは防衛出動を規定している「自衛隊法」第76条を改正するかの何れかである²³⁾。

そして、このような法的不備を中国政府は当然知っていることを忘れてはならないばかりか、中国海軍の原子力潜水艦による領海侵犯事件で「具体的に主権が侵害されたわけではない」(『毎日新聞』2004年11月11日付朝刊)、「実際の被害もなく、外交上積極的な対応はとりづらい」(『朝日新聞』2004年11月11日付朝刊)と発言する者が外務省の幹部であることも大問題であると言わねばならないのである²⁴⁾。

23) 防衛出動について、「自衛隊法」第76条は「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第9条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない」と規定している。

24) 『毎日新聞』(2004年11月17日付朝刊)は「中国がミスを認めたことは、政府にとって《不幸中の幸い》でもあった。日本の領海が侵された時点で『浮上命令』を出していない日本がいくら抗議しても、中国が『知らぬ存ぜぬ』で通す可能性がゼロではなかったためだ。…政府はスクリー音から中国の原潜と断定したが、軍事機密であるため《証

おわりに

本稿では、中国海軍の攻撃型原子力潜水艦によるわが国の領海侵犯によって明らかになった海上警備行動の本質的な問題点などについて若干の検討を試みたが、最後に本稿での筆者の主張をまとめておく。

第一に、海上警備行動の発令の遅れは政府要人による重大な過失等によるものであることも否定できないため、第三者による厳密なレビューとともに領空侵犯に対する措置と同様に措置すべく「自衛隊法」第82条を改正することが必要である。

第二に、知る権利を誤解している一部のマスコミや国会議員の防衛機密（あるいは防衛秘密）に対する認識が希薄であるという実態が露呈し、さらに政府は「自衛隊に対して海上警備行動を発令したことを一定期間公表しない方針」としていたが、その情報が外部に漏れているという現実のもとでは、「自衛隊法」第96条の2が規定する防衛秘密についても広範に再検討することが必要である。

第三に、海上警備行動は不審船など非軍艦には有効であっても軍艦に対しては何らなす術がないため、法的には読売新聞がいう「海上警備行動と防衛出動との中間」を新たに設定するか、あるいは防衛出動を規定している「自衛隊法」第76条を改正するかの何れかが必要である。

そして、このような法的不備を中国政府は当然知っていることを忘れてはならないばかりか、中国海軍の原子力潜水艦による領海侵犯事件で「具体的に主権が侵害されたわけではない」「実際の被害もなく、外交上積極的な対応はとりづらい」と発言する者が外務省の幹部であることも大問題であると言わねばならないことも指摘しておきたい。

【脱稿：2005年1月3日】

扱）として中国に突きつけることはできず、理論上は中国に否認の余地があった。原潜の領海侵犯は通常、軍事的緊張を伴うものだ。外務省幹部は『抗議の際に《浮上を命じたのになぜ従わなかったのか》と追求できれば、外交的に強い立場になる。その手続きを怠ったのは、政府が領海侵犯の深刻さを理解していなかったためだ』と話している」と伝えていた。